

○ 船橋市の地域活動支援センターの設備及び運営に関する要綱

平成18年10月1日

船橋市の地域活動支援センターの設備及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市における地域活動支援センターの設備及び運営に関し、船橋市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第65号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域活動支援センター 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）に規定する地域活動支援センターであって、法人格を有する者が設置運営するものをいう。ただし、県内の地方公共団体が設置の承認をしているものについては、以下の要件にかかわらず、この要綱における地域活動支援センターとみなす。
- (2) 地域活動支援センターⅠ型 前号の地域活動支援センターのうち、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行うもので、相談支援事業を併せて実施し、又は委託を受けているものをいう。
- (3) 地域活動支援センターⅡ型 第1号の地域活動支援センターのうち、地域において雇用及び就労が困難な在宅障害者に対し、自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を適切かつ効果的に行うものをいう。
- (4) 地域活動支援センターⅢ型 第1号の地域活動支援センターのうち、創作的活動、生産活動の機会の提供などの支援を行うもので、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られているものをいう。
- (5) 障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）

第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害と判定された者、精神保健及び精神障害福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条第1項に規定する精神障害者（知的障害を有する者を除く。）であつて、その症状が回復途上にあり、精神科病院等において通院により治療を受けているもの又は法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定める者による障害の程度が主務大臣が定める程度である者若しくは児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

(6) 保護者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者をいう。

(対象者)

第3条 地域活動支援センターを利用できる者は、障害者とする。ただし、地域活動支援センターⅡ型にあつては18歳以上の在宅の障害者とし、地域活動支援センターⅢ型にあつては15歳以上の障害者とする。

(定員)

第4条 地域活動支援センターにおける定員は、10名以上とする。ただし、地域活動支援センターⅠ型にあつては20名以上とする。

(内容及び手続の説明)

第5条 地域活動支援センターを設置運営する事業者（以下「事業者」という。）は、障害者及びその保護者（以下「障害者等」という。）が地域活動支援センターの利用の申込みを行ったときは、障害者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条の規定による説明を行うものとする。

2 事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、障害者の障害の特性に応じた適切な配慮をするものとする。

(設備及び運営に対する補助等)

第6条 市は、事業者が行う地域活動支援センターの運営に要する経費の一部を補助するものとする。

2 補助額は、船橋市の地域活動支援センター運営費補助金の交付に関する要綱（平成18年船橋市要綱）により算出した額とする。

3 船橋市の地域活動支援センター運営費補助金の交付に関する要綱第6条の規定による補助金を交付する旨の決定を受けた事業者は、補助金に係る経費の収支を明らかにした書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間整備しておかなければならない。

(事業所の登録等)

第7条 事業者は、この要綱に基づき地域活動支援センターを実施しようとするときは、事業所ごとに市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする事業者は、あらかじめ市長に協議し、必要な指導を受けたうえで船橋市の地域活動支援センター登録申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(登録の承認)

第8条 市長は、前条の申請があった場合において、登録の承認を決定したときは、船橋市の地域活動支援センター登録承認通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第9条 事業者は、登録を受けた事項に変更があったときには、速やかに当該変更に係る事項について船橋市の地域活動支援センター登録事項変更届出書(第3号様式)により、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、登録に係る事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、船橋市の地域活動支援センター廃止・休止・再開届出書(第4号様式)により、市長に届け出なければならない。

(地域活動支援センターI型の職員の員数)

第10条 地域活動支援センターI型には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める人員を置かなければならない。

- (1) 施設長 1名
- (2) 精神保健福祉士 1名以上
- (3) 精神障害者社会復帰指導員 2名以上

2 前項第1号及び第2号に掲げる職員は、常勤とする。

3 第1項の職員のうち1名は専らその職務に従事する者とする。

4 施設長は、地域活動支援センターI型の管理上支障がない場合は、当該地域活動支援

センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができる。

(地域活動支援センター I 型の職員の資格要件)

第 11 条 精神障害者社会復帰指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第 67 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者
- (2) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法第 67 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者
- (3) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 56 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育の修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2 年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したもの
- (4) 前 2 号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者

(地域活動支援センター I 型の設備)

第 12 条 地域活動支援センター I 型には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 相談室
- (2) 静養室
- (3) 談話室
- (4) 食堂
- (5) 調理場
- (6) 地域交流活動室兼訓練室
- (7) 便所
- (8) 事務室

2 前項に掲げる設備のうち、同項第 2 号の静養室にあつては同項第 1 号の相談室と、同項第 4 号の食堂にあつては同項第 3 号の談話室とそれぞれ兼ねることができる。

3 設備の総面積は、定員1人当たり5平方メートル以上であること。

(地域活動支援センターⅠ型の利用者負担額等の受領)

第13条 地域活動支援センターⅠ型の利用料は、無料とする。ただし、地域活動支援センターⅠ型において提供されるサービスに要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いを障害者等から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) その他当該金銭の使途が直接障害者の便益を向上させるものであって、当該障害者等に支払いを求めることが適当と認められるもの

(処遇の方針)

第14条 地域活動支援センターⅠ型は、障害者について、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。

2 障害者の処遇は、第16条に規定する障害者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。

(地域活動支援センターⅠ型に係る生活指導等)

第15条 地域活動支援センターⅠ型は、障害者が生活習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

2 地域活動支援センターⅠ型は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

3 地域活動支援センターⅠ型は、常に障害者の家族との連携を図るとともに、障害者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(地域活動支援センターⅠ型に係る障害者の処遇に関する計画)

第16条 地域活動支援センターⅠ型の従業者等は、障害者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、その者の処遇に関する計画を作成し、障害者等及びその同居の家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

(地域活動支援センターⅡ型の職員の員数)

第17条 地域活動支援センターⅡ型には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める人員を置かななければならない。

(1) 施設長 1名

(2) 指導員 2名以上

(3) 介護職員 1名以上

2 前項の職員のうち、1名は専らその職務に従事する常勤の者とする。

3 施設長は、地域活動支援センターⅡ型の管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができる。

(地域活動支援センターⅡ型の設備等)

第18条 地域活動支援センターⅡ型には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 相談室

(2) 日常生活訓練室

(3) 社会適応訓練室

(4) 作業室

(5) 便所

(6) その他サービスの提供に必要な設備及び備品等

2 地域活動支援センターⅡ型のうち、給食サービスを実施するものにあつては、前項に掲げる設備のほか、食堂を備えなければならない。

3 地域活動支援センターⅡ型のうち、入浴サービスを実施するものにあつては、第1項に掲げる設備のほか、浴室を備えなければならない。

4 前3項に掲げる設備の基準は次のとおりとする。

(1) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(2) 日常生活訓練室 訓練に必要な備品等を備えること。

(3) 社会適応訓練室 訓練に必要な備品等を備えること。

(4) 作業室 作業に必要な機械器具等を備えること。

(5) 便所 障害者の特性に応じたものであること。

(6) 食堂 食事の提供に支障がない広さを有すること。

(7) 浴室 障害者の特性に応じたものであること。

5 第1項から第3項までに掲げる設備は、専ら当該地域活動支援センターⅡ型の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害者に対する地域活動支援センターⅡ型の事業の提供に支障がない場合は、この限りではない。

6 設備の総面積は、定員1人当たり5平方メートル以上であること。

(地域活動支援センターⅡ型の利用者負担額等の受領)

第19条 地域活動支援センターⅡ型の利用料は、無料とする。ただし、地域活動支援セ

ンターⅡ型において提供されるサービスに要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いを障害者から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 光熱水費（入浴に係るものに限る。）
- (3) 創作的活動に係る材料費
- (4) その他当該金銭の使途が直接障害者の便益を向上させるものであって、当該障害者に支払いを求めることが適当と認められるもの
（地域活動支援センターⅡ型に係る障害者の処遇に関する計画）

第20条 地域活動支援センターⅡ型の職員は、障害者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。

2 地域活動支援センターⅡ型の職員は、それぞれの障害者に応じた計画を作成し、障害者及びその同居の家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

（地域活動支援センターⅢ型の職員の員数）

第21条 地域活動支援センターⅢ型には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める人員を置かなければならない。

- (1) 施設長 1名
- (2) 指導員 2名以上

2 前項の職員のうち、1名は専らその職務に従事する常勤の者とする。

3 施設長は、地域活動支援センターⅢ型の管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができる。

（地域活動支援センターⅢ型の設備）

第22条 地域活動支援センターⅢ型は、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターⅢ型の効果的な運営を期待することができる場合であって、障害者に対するサービスの提供に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに社会との交流の促進等ができる場所
- (2) 便所

2 設備の総面積は、定員1人当たり5平方メートル以上であること。

（地域活動支援センターⅢ型の利用者負担額等の受領）

第23条 地域活動支援センターⅢ型の利用料は、無料とする。ただし、地域活動支援センターⅢ型において提供されるサービスに要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いを障害者等から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) その他当該金銭の使途が直接障害者の便益を向上させるものであって、当該障害者等に支払いを求めることが適当と認められるもの

(地域活動支援センターⅢ型に係る障害者の処遇に関する計画)

第24条 地域活動支援センターⅢ型の職員は、障害者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、創作的活動等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。

2 地域活動支援センターⅢ型の職員は、それぞれの障害者に応じた計画を作成し、障害者及びその同居の家族に対し、その内容等について説明しなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第25条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(雑則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行日前に登録の承認を受けた地域活動支援センターの設備基準については、

なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行し、改正後の船橋市の地域活動支援センターの設備及び運営に関する要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

船橋市の地域活動支援センター登録申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

申請者 名称

代表者氏名

船橋市の地域活動支援センターに係る登録を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地			
	法人の種類別		法人所轄庁	
	連絡先電話番号		FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	
代表者の住所				
事業所の名称等	フリガナ			
	名称			
	事業所の所在地			
	事業所の種類			
	開始予定年月日			

添付書類

1. 定款、寄付行為及び登記事項証明書
2. 事業所の平面図及び事業所の設備の概要を示すもの
3. 運営規程
4. 事業計画書
5. その他市長が必要があると認める書類

第2号様式

船橋市の地域活動支援センター登録承認通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった地域活動支援センターの登録について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 登録します。

事業所名	
事業所の所在地	
事業の種類	
事業開始予定日	

2 登録しません。

理由

第3号様式

船橋市の地域活動支援センター登録事項変更届出書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

申請者 名称

代表者氏名

次のとおり登録を受けた内容を変更したので届け出ます。

登録内容を変更した事業所	名称	
	所在地	
事業の種類		
変更があった事項		変更の内容
1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名及び住所	
6	事業所の平面図及び事業所の設備の概要	
7	事業所の施設長の氏名、経歴及び住所	
8	事業所の従業者の氏名	
9	事業所の運営規程	
変更年月日		

備考 変更内容がわかる書類を添付してください。

第4号様式

船橋市の地域活動支援センター廃止・休止・再開届出書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
申請者 名称
代表者氏名

次のとおり地域活動支援センターを廃止・休止・再開しましたので届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	名称	
	所在地	
廃止・休止・再開した年月日		
廃止・休止した理由		
地域活動支援センターに通所していた者に対する措置(廃止・休止した場合のみ)		
休止予定期間		